



島根県報

平成22年3月19日（金）

第2,171号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (森 林 整 備 課) 2

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任 (農 村 整 備 課) 2

換地処分 (") 3

県営土地改良事業の工事の完了（3件） (") 3

森林法第189条の規定による掲示及び告示（4件） (森 林 整 備 課) 4

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部改正 (下 水 道 推 進 課) 6

【病院局告示】

島根県立病院入院規程の一部を改正する規程 6

【公安規則】

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警 察 本 部) 6

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則 (") 8

【正 誤】

平成21年3月31日付け島根県報号外第58号中 (教 育 庁 総 務 課) 9

公布された条例等のあらまし

◇鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第14号）

1 規則の概要

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行に伴う様式の整理

2 施行期日

平成22年4月1日から施行することとした。

規 則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第14号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年島根県規則第69号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（注）11中「自然公園法第14条第1項」を「自然公園法第21条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第191号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市祖式町祖式土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212-2

今西 明義 大田市祖式町3485-6

中田 義雄 大田市祖式町400

中田 美徳 大田市祖式町405

中村 新造 大田市祖式町1207

石原太美昭 大田市祖式町1079-1

谷 常和 大田市祖式町1148

山田 馨 大田市祖式町598

広山 喜一 大田市水上町白坏179-4

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

武田 森弘 大田市祖式町623

2 就任年月日

平成19年 6 月22日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

戸嶋 総一 大田市水上町白坏212- 2

今西 明義 大田市祖式町3485- 6

中田 義雄 大田市祖式町400

中村 新造 大田市祖式町1207

石原太美昭 大田市祖式町1079- 1

山田 馨 大田市祖式町598

広山 喜一 大田市水上町白坏179- 4

監事

高津 真悟 大田市水上町白坏601

武田 森弘 大田市祖式町623

島根県告示第192号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、平成22年3月9日付けで県営土地改良事業に係る角井地区第2工区の換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成22年 3 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第193号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年 3 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
大国地区農道事業（県営一般農道整備事業）	平成21年 1 月15日

島根県告示第194号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年 3 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
延屋地区農道事業（県営基幹農道整備事業）	平成21年10月15日

島根県告示第195号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成22年 3 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
大原川地区県営防災ダム事業	平成16年 3 月 24 日

島根県告示第196号

平成21年農林水産省告示第1834号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を雲南市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 3 月 19 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保 安 林 の 所 在 場 所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
雲南市吉田町曾木字曾木513-12、519-1、767-5	堀江 房吉	雲南市吉田町曾木458
雲南市吉田町民谷字民谷1258-8	藤原 ヨシエ	雲南市吉田町民谷826
雲南市吉田町吉田字梅木3701、3971	石原 光邦	雲南市吉田町吉田2547
雲南市吉田町吉田字菅谷4306-1	赤崎 宏之	熊本市三郎1-5-24
雲南市吉田町民谷字民谷1258-8	景山 秀市	雲南市吉田町民谷266
雲南市吉田町民谷字民谷1258-8	景山 正行	雲南市吉田町民谷347
雲南市吉田町民谷字民谷1258-8	須山 孝一	雲南市吉田町民谷407
雲南市吉田町吉田字菅谷4306-1	菅原 泉	東京都青梅市新町399-9
雲南市吉田町吉田字菅谷4306-1	岡本 達也	東京都世田谷区成城3-16-53
雲南市吉田町吉田字梅木3675-1	西代 良徳	名古屋市千種区仲田本通4-22
雲南市吉田町深野字三谷501-34、501-36	小林 誠	姫路市大善町55
雲南市吉田町吉田字杉戸3857-1	都間 弘之	広島市安芸郡海田町つくも町2-5-403
雲南市吉田町吉田字菅谷4306-1	船城 保明	北海道札幌市白石区中央二条6-12-5-302
雲南市吉田町吉田字大吉田3555-1	池田 賢三	松江市嫁島町9-27
雲南市吉田町吉田字梅木3689-2、3689-3、3690-1、3690-2、3968-4、3968-16	糸原 光夫	雲南市吉田町吉田765-7
雲南市吉田町民谷字民谷1258-8	阿波 有友	雲南市吉田町民谷1036
雲南市吉田町吉田字大吉田3495-5	山本 勲	雲南市吉田町吉田2516
雲南市吉田町吉田字梅木3686	阿部 豊	雲南市吉田町吉田2551
雲南市吉田町吉田字大吉田3609-1、3609-2	渡部 実	雲南市吉田町吉田2805
雲南市吉田町吉田字大吉田3474、3476、3482	景山 邦一	雲南市吉田町吉田3002
雲南市吉田町吉田字梅木3758-2、3931-1、3931-2、3936-2	福島 森夫	簸川郡斐川町大字直江町1555-33

島根県告示第197号

平成21年農林水産省告示第1835号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を奥出雲町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 3 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
奥出雲町大馬木2820-43	加藤 数榮	出雲市松寄下町419
奥出雲町大馬木2500-22、2500-89	唐桶 正壽	仁多郡奥出雲町大馬木150
奥出雲町大馬木2500-22、2500-89	小早川林市	仁多郡奥出雲町大馬木2500-2
奥出雲町大馬木2816-1、2816-39	小早川芳定	千葉県市川市大洲町4008
奥出雲町大馬木2500-22、2500-89	千原 武芳	仁多郡奥出雲町大馬木368
奥出雲町大馬木2500-22、2500-89	千原 正吉	仁多郡奥出雲町大馬木356
奥出雲町大馬木2770-14	戸屋 廣子	仁多郡奥出雲町稲原57-1
奥出雲町大馬木2771-38	藤原 寿夫	仁多郡奥出雲町大馬木2761内1
奥出雲町大馬木2770-12	藤原 武義	仁多郡奥出雲町大馬木922
奥出雲町大馬木2770-12	藤原 秀敏	岡山県倉敷市平田91-13
奥出雲町大馬木2500-22、2500-89	杠 良智	大阪市城東区今福北15番地城東寮

島根県告示第198号

平成22年島根県告示第126号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を浜田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年 3 月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
浜田市三隅町室谷1320-1、1320-2	谷田 義信	浜田市三隅町室谷772
浜田市三隅町室谷1320-3	中川 鶴雄	浜田市三隅町室谷857
浜田市三隅町河内35-2	尾実 時可	江津市有福温泉町本明1191

島根県告示第199号

平成22年島根県告示第127号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大田市役所に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成22年3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不分明である通知の相手方

保安林の所在場所	不 分 明 で あ る 通 知 の 相 手 方	
	保安林の権利者	住 所
大田市三瓶町野城字薬師面イ738-1からイ738-4まで、イ739、字川原上エ薬師面イ740、字川原地イ741-1、イ741-2、イ742-1からイ742-5まで	和田 秀夫	大田市大田町大田イ782甲
大田市三瓶町野城字基石ヶ原イ803	安井 正行	大田市大田町大田イ1028

島根県告示第200号

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第1条中「セメント原料化業務」という。）の次に「、下水汚泥肥料原料化業務（以下「肥料原料化業務」という。）」を加える。

第2条第2項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 肥料原料化業務を申請しようとする者で、廃掃法第14条第6項の許可（肥料再生、堆肥再生又は乾燥業務に係るものに限る。）を受けていないもの

第3条第1項第1号中「セメント原料化業務」の次に「、肥料原料化業務」を加える。

附 則

この告示は、平成22年3月19日から施行する。

島 根 県 病 院 局 告 示**島根県病院局告示第2号**

島根県立病院入院規程（平成19年島根県病院局告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月19日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

別記様式その1（注）及び別記様式その2（注）中「に限りませう。」を「でお願いします。」に改める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第3号

島根県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

島根県警察の組織に関する規則（平成7年島根県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「広報相談課」を「広報県民課」に改める。

第4条（見出しを含む。）中「広報相談課」を「広報県民課」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第10条の3第1項中「広報相談課」を「広報県民課」に改める。

第11条中「少年課」を「少年女性対策課」に改める。

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 警察安全相談等所管行政に関する相談に関すること。

第12条中第8号及び第9号を削り、第10号を第8号とし、第11号を第9号とする。

第14条（見出しを含む。）中「少年課」を「少年女性対策課」に改め、同条に次の3号を加える。

(11) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）の施行に関すること。

(12) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）の施行に関すること。

(13) 子どもの生命又は身体を害する犯罪及び女性に対する性的犯罪の未然防止に関すること。

第15条第3号中「こと」の次に「（生活安全企画課及び少年女性対策課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同号の次に次の2号を加える。

(8) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）及び火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の施行に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

(9) 核燃料物質等の運搬に関すること。

第18条中「4課」を「5課」に、「捜査第一課」を「刑事企画課
捜査第一課」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（刑事企画課）

第18条の2 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 刑事警察に関する制度及び刑事警察の運営に関する企画及び立案に関すること。

(2) 刑事法令一般の調査及び研究に関すること。

(3) 犯罪統計に関すること。

(4) 刑事資料の調査、収集及び管理に関すること。

(5) 犯罪捜査の合理化及び適正化に関すること。

(6) 指名手配に関すること。

(7) 捜査共助に関すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、刑事部内の他の所掌に属しないこと。

第19条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削る。

第21条に次の3号を加える。

(7) 国際捜査共助に関すること。

(8) 国際対策に関する企画及び調整に関すること。

(9) 国際犯罪捜査（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

第24条の見出し及び同条第1項中「刑事企画室及び」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第25条中「3課」を「4課」に、「交通指導課」を「交通指導課
交通規制課」に改める。

第26条中第4号から第7号までを削り、第8号を第4号とする。

第27条の次に次の1条を加える。

(交通規制課)

第27条の2 交通規制課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交通規制に関すること。
- (2) 交通安全施設に関すること。
- (3) 交通管制に関すること。
- (4) 交通管制センターに関すること。

第31条を削り、第32条を第31条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交通管制センター)

第32条 交通規制課に、交通管制センターを附置する。

2 交通管制センターにおいては、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 交通管制システムの運用及び技術的研究に関すること。
- (2) 交通情報の収集及び提供に関すること。

第44条第1項中「広報相談課」を「広報県民課」に改める。

第51条を次のように改める。

第51条 削除

第55条及び第56条を削り、第57条を第55条とし、同条の次に次の1条を加える。

(交通管制センター長)

第56条 交通管制センターに、交通管制センター長を置く。

- 2 交通管制センター長は、警視の階級にある警察官又は警察官以外の職員をもって充てる。
- 3 交通管制センター長は、交通管制センターの事務をつかさどる。

第58条を第57条とし、第58条の2を第58条とする。

附 則

この規則は、平成22年3月29日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月19日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

島根県公安委員会規則第4号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の区域に関する規則（平成17年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

本則の表安来警察署所在地の項所管区の区域の欄中「西十神町」の次に「、和田団地、茜ヶ丘、わらび谷団地」を加え、「月坂町の一部（東加茂）」を「月坂町」に改め、「切川町」の次に「、矢田町、能義町、実松町、飯生町、利弘町、沢町、赤崎町」を加える。

本則の表安来警察署能義駐在所の項を削る。

本則の表安来警察署広瀬駐在所の項所管区の区域の欄中「菅原」の次に「、上山佐、下山佐、奥田原」を加える。

本則の表安来警察署山佐駐在所の項を削る。

本則の表雲南警察署所在地の項所管区の区域の欄中「高窪、下熊谷」の次に「、粟谷、多久和、上熊谷、六重、神代、中野、須所、坂本の一部（森谷）」を加える。

本則の表雲南警察署三成広域交番の項所管区の区域の欄中「三所」の次に「、佐白、八代、馬馳、上三所」を加える。

本則の表雲南警察署掛合広域交番の項所管区の区域の欄中「掛合町掛合」を「掛合町のうち掛合、多根、松笠」に改める。

本則の表雲南警察署鍋山駐在所の項所管区の区域の欄中「雲南警察署飯石駐在所」を「雲南警察署所在地」に改める。

本則の表中雲南警察署飯石駐在所の項、雲南警察署布勢駐在所の項及び雲南警察署多根駐在所の項を削る。

本則の表益田警察署小野駐在所の項所管区の区域の欄中「飯浦町」の次に「、有田町、美濃地町」を加える。

本則の表益田警察署中西駐在所の項所管区の区域の欄中「虫追町」の次に「、上黒谷町、桂平町、柏原町、愛栄町、黒周町」を加える。

本則の表中益田警察署二条駐在所の項及び益田警察署匹見下駐在所の項を削る。

本則の表益田警察署匹見上駐在所の項名称の欄中「益田警察署匹見上駐在所」を「益田警察署匹見駐在所」に改め、同項所管区の区域の欄中「のうち匹見、紙祖、落合、道川」を削る。

本則の表隠岐の島警察署所在地の項所管区の区域の欄中「城北町」の次に「、下西、西田、今津、加茂、岬町、有木の一部（月無、山崎）、平」を加える。

本則の表隠岐の島警察署磯駐在所の項を削る。

本則の表隠岐の島警察署中条駐在所の項所管区の区域の欄中「有木」を「有木（隠岐の島警察署所在地の所管区の区域を除く。）」に改め、「、平」を削る。

本則の表隠岐の島警察署布施駐在所の項を削る。

本則の表隠岐の島警察署中駐在所の項所管区の区域の欄中「除く。）」の次に「、飯美、卯敷、布施」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

正

誤

平成21年3月31日付け島根県報号外第58号に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から10	施設・助成グループ、技術指導グループ	施設・助成グループ